

# いままぜケアラー支援なのか

——ケアする人を支えられる社会へ

「介護の社会化」をめざした介護保険制度の成立から二〇〇年だが、介護は家族がするものとの意識は根強く、SSOSすら出せない介護者が多い。これまで影の存在とされてきたケアラー自身に光をあて、彼・彼女が一人の人間として尊重され、その人らしい人生を生きられるために、どのような社会的支援が必要なのかを考えてみたい。



一般社団法人日本ケアラー連盟共同代表理事／  
日本女子大学名誉教授  
**堀越栄子**

はじめに

二〇二〇年三月二十七日、埼玉県内で介護者サロン・カフェを運営する市民団体は、「初全国初 埼玉県ケアラー支援条例」というボードを手に埼玉県議会の傍聴に集まった。そのボードには、「ケアラー支援」の必要性が社会的に認知されたのがうれしいです。議会、行政、県民の協働で「ケアラー支援」に取り組み、ケアラーも介護される人も幸せな埼玉県にしたい」「ケアラー支援条例」というドアを開けて私たちは孤独な介護から出て行きます」など、条例を歓迎する理由と期待が思い思いに書かれていた。

一般社団法人日本ケアラー連盟（以下、連盟）は、二〇一〇

年の設立以来、ケアラー支援法、ケアラー支援条例の制定をめざして活動してきた。それは、介護は家族がするものという考え方のもとで、ケアラーが心身の健康や、学業、仕事、友だち付き合いなど社会生活、ひいては人生を送る上でさまざまな問題を抱えているにもかかわらず、ケアラー自身に焦点を当てた社会的支援の手が及んでいなかったためである。「埼玉県ケアラー支援条例」は、被介護者を支える影の存在であったケアラーに光をあて、社会的に認知し、「見えない存在から見える存在」にしたところに最大の意義がある。ケアラーはようやく支援の対象となった。本稿では、ケアラーとは誰のことか、ケアラーの社会的支援の必要性、国・自治体のケアラー支援の取り組みの現状と課題について述べたい。

一、ケアラーとは誰のことか

（一）「ケアラー」と認識することで広義のケアラーの社会的支援につなげる

ケアラーという言葉は聞き慣れない方も多いと思う。私も講演や学習会では、ケアラーの定義について提起した後には、ケアラーと言ったり介護者と言ったりする。

連盟では、図1のように、ケアラーを「こころやからだに不調のある人への介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たち」と定義している。

では、あえて介護者ではなく「ケアラー」の定義を掲げたのは、何故なのか。

それはまず、誰が介護しているか、誰を介護しているか、どのような内容の介護をしているかを問わず、多様なすべての介護者に社会的支援が必要だからである。

介護というとしても中高年の女性が行う高齢者介護（しかも相手は一人）に限定したイメージを持ちやすいが、

ほりこし・えいこ

日本女子大学家政学部卒。認定NPO法人さいたまNPOセンター代表理事。市民自治による社会的な生活基盤の確保にかかわる調査研究と実践に携わっている。共著に『福祉環境と生活経営』『暮らしをつくりかえる生活経営力』（朝倉書店）、共編者に『総合介護条例のつくり方』（ぎょうせい）など。

図1 ●ケアラーとは

			
障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている	健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている	仕事と病気の子どもの看病でほかにも何もできない	仕事を辞めてひとりでの親の介護をしている
			
遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている	目を離せない家族の見守りなどのケアをしている	アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている	障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。